

平成 29 年 7 月 25 日

株 主 各 位

東京都港区北青山 2 丁目 7 番 26 号
株式会社きずな
代表取締役 笠原 弘和

全部取得条項に係る定款変更に関する公告、
全部取得条項付普通株式の取得及び当該取得に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 6 月 29 日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び同日開催の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議に基づき、定款の一部を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によって当社がその全部を取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることとし、また、本定時株主総会による特別決議に基づき、全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部を取得すること（以下「本全部取得」といいます。）にいたしましたので、公告いたします。なお、当該定款変更の効力発生日は平成 29 年 8 月 15 日であります。

さらに、本定時株主総会において、平成 29 年 8 月 15 日を本全部取得に関する基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社及び会社法第 172 条第 1 項の申立てをした株主を除きます。）をもって、平成 29 年 8 月 15 日を取得日として、当該株主が保有する全部取得条項普通株式の全部を当社が金 0 円（無償）にて取得することと定めましたので、併せて公告いたします。

以上